

事後評価について

(1) 事後評価の目的

公共事業の完了後、一定期間が経過した段階において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しに反映させる観点から、事業の効果の発現状況や環境への影響等について評価を行うものです。

(2) 評価の対象

公共事業の完了後、一定期間が経過した公共事業で、全体事業費が基準額（10億円）以上のものが対象となります。（災害復旧事業、維持管理に係る事業は除く）

(3) 評価の方法

事後評価は、次に掲げる項目を視点として行うものとします。

- 事業の効果の発現状況等
- 事業による環境の変化や環境の保全
- 施設の維持管理状況
- 今後の事後評価の必要性
- 改善措置の必要性
- 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

(4) 事後評価の実施

評価結果に基づき、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の改善について、必要な対応を図るものとします。

また、全体事業費が20億円以上の大規模な事業のうち、第三者の意見を求めることが必要と認めた事業については、宮崎県公共事業評価委員会に諮問することとしています。

